

請求の範囲

- [請求項1] 脂肪族ポリエステルを含有する繊維で形成された不織布からなり、空隙率が50～90%である、細胞浸潤抑制作用を有するシート。
- [請求項2] 厚みが30～70 μm である、請求項1に記載のシート。
- [請求項3] 重量が0.5～10 mg/cm^2 である、請求項1又は2に記載のシート。
- [請求項4] 密度が100～1000 mg/cm^3 である、請求項1～3のいずれか一項に記載のシート。
- [請求項5] 前記繊維の平均繊維径が300～1500 nm である、請求項1～4のいずれか一項に記載のシート。
- [請求項6] 前記繊維に含有される脂肪族ポリエステルが、少なくとも2箇所以上の分子量の領域に極大値が存在する分子量分布を有するものである請求項1～5のいずれか一項に記載のシート。
- [請求項7] 前記分子量の領域の少なくとも一箇所が、滅菌処理前の数平均分子量として1000～7000の領域である、請求項6に記載のシート。
- [請求項8] 前記分子量の領域の少なくとも一箇所が、滅菌処理前の数平均分子量として40000～150000の領域である、請求項6又は7に記載のシート。
- [請求項9] 前記分子量の領域の少なくとも一箇所が、滅菌処理前の数平均分子量として50000～140000の領域である、請求項6又は7に記載のシート。
- [請求項10] 前記分子量の領域が、滅菌処理前の数平均分子量で1000～7000の領域及び40000～150000の領域の少なくとも2箇所である、請求項6～9のいずれか一項に記載のシート。
- [請求項11] 前記分子量の領域が、滅菌処理前の数平均分子量で1000～7000の領域及び50000～140000の領域の少なくとも2箇所である、請求項6～9のいずれか一項に記載のシート。

- [請求項12] 前記不織布を形成する繊維中に含有される脂肪族ポリエステルのうち、最も低分子量側の極大値を有する前記脂肪族ポリエステルを低分子量成分とし、最も高分子量側の極大値を有する前記脂肪族ポリエステルを高分子量成分としたとき、前記不織布中における低分子量成分の含有量と高分子量成分の含有量の和に対する、低分子量成分の含有量の含有質量比が0.01以上0.3以下である、請求項6～11のいずれか一項に記載のシート。
- [請求項13] 前記不織布を形成する繊維中に含有される脂肪族ポリエステルのうち、最も低分子量側の極大値を有する前記脂肪族ポリエステルを低分子量成分とし、最も高分子量側の極大値を有する前記脂肪族ポリエステルを高分子量成分としたとき、前記不織布中における低分子量成分の含有量と高分子量成分の含有量の和に対する、低分子量成分の含有量の含有質量比が0.02以上0.2以下である、請求項6～11のいずれか一項に記載のシート。
- [請求項14] 前記脂肪族ポリエステルが、生分解性である、請求項1～13のいずれか一項に記載のシート。
- [請求項15] 前記生分解性の脂肪族ポリエステルが、ポリカプロラクトン、ポリカプロラクトンジオール、ポリ乳酸、ポリグリコール酸及びそれらの共重合体からなる群より選択される少なくとも1種である、請求項14に記載のシート。
- [請求項16] 前記生分解性の脂肪族ポリエステルが、ポリカプロラクトン、ポリカプロラクトンジオール及びそれらの共重合体からなる群より選択される少なくとも1種である、請求項14又は15に記載のシート。
- [請求項17] 前記細胞が炎症性細胞である、請求項1～16のいずれか一項に記載のシート。
- [請求項18] さらに、神経保護及び/又は神経再生促進作用を有する、請求項1～17のいずれか一項に記載のシート。
- [請求項19] 前記神経保護及び/又は神経再生促進作用が神経の瘢痕化の抑制に

よるものである、請求項 18 に記載のシート。

- [請求項20] さらに、薬剤を含有する、請求項 1 ～ 19 のいずれか一項に記載のシート。
- [請求項21] 薬剤が神経損傷治療薬である、請求項 20 に記載のシート。
- [請求項22] 前記神経損傷治療薬がビタミン B 12 である、請求項 21 に記載のシート。
- [請求項23] 前記ビタミン B 12 がメチルコバラミンである、請求項 22 に記載のシート。
- [請求項24] 前記ビタミン B 12 の含有量が前記シート 1 cm² 当たり 0.005 ～ 0.5 mg である、請求項 22 又は 23 に記載のシート。
- [請求項25] 前記ビタミン B 12 の含有量が前記シート 1 cm² 当たり 0.0075 ～ 0.4 mg である、請求項 22 又は 23 に記載のシート。
- [請求項26] 生体の神経損傷部位の周辺部に埋め込んで使用される、請求項 1 ～ 25 のいずれか一項に記載のシート。
- [請求項27] 生体の神経損傷部位の神経周囲に巻いて使用する、請求項 1 ～ 25 のいずれか一項に記載のシート。
- [請求項28] 前記生体がヒトである、請求項 26 又は 27 に記載のシート。
- [請求項29] 滅菌処理が施された、請求項 1 ～ 28 のいずれか一項に記載のシート。
- [請求項30] 前記滅菌処理が電子線滅菌又は EOG 滅菌である、請求項 29 に記載のシート。